

日頃から「魅力ある学校づくり地域協議会(魅力協)」の活動におかれましては、たいへんお世話になっております。

今回は、みりょく通信第1号にてお知らせした事務の改定につきまして、その後、お問合せをいただいていることについて補足説明をいたします。

(1) 不登校対策を目的とした学習支援について

Q1 どのような実施の仕方が想定されるのか

A 例えば、児童・生徒の授業時間中に、不登校傾向のある児童・生徒に対して別室で学習支援を行う方法が想定されますが、あくまで一例であり、放課後の時間帯や休日の実施も可能です。実施の方法は学校・地域や児童・生徒の実態に応じて検討してください。



Q2 「特別支援・共生社会サポーター」にはどのような人材が想定されるのか

A 特定の資格・職業等の要件はございません。不登校対策を目的として、特別な配慮を必要とする児童・生徒に対して学習支援を行うという活動の趣旨を踏まえ、適した方にご協力をいただいでください。

Q3 魅力協の活動として実施するという具体的なイメージがもてない

A 魅力協が行うほかのボランティア活動等のように、地域で人員を確保して実施していただくものです。もちろん、地域学校協働活動推進員や魅力協の委員等の関係者が学習支援を行っていただくことも可能です。

また、謝金は必ず支払わなければならないものではなく、地域の実情に応じて、必要な場合に活用することができます。

Q4 謝金の支出は、既に申請している上限40万円の委託料のほかに、追加で使用できるということか。

A できません。今年度申請していただいている上限40万円の委託料の範囲内で支出していただくこととなります。年度途中のお知らせとなり、ご迷惑をおかけし申し訳ございません。ほかの活動に係る支出に留意して活用をご検討ください。

Q5 これまで謝金を支出するような活動を実施してこなかったため、源泉徴収等の事務の流れを知りたい。

A 個人に謝金を支払う際には、所得税の源泉徴収が必要です。詳細は、「事務の手引き(令和7年度改定版)」P6・7, 20, 25にごございますのでご確認ください。

(2) ボランティア活動に係る飲み物購入について

Q1 魅力協の定例会議ではない会議の出席者に対して飲み物を配付することはできるか。

A できません。魅力協のボランティア協力者(例えば、実際に読み聞かせや勤労奉仕的な活動等を行う人)に対して提供することを想定しているため、定例会議以外の会議の出席者に対して提供することはできません。

※ 定例会議における水・お茶は、会議費としてこれまで通り購入できます。

お問い合わせにつきましては、随時受け付けておりますので、お気軽に生涯学習課までご連絡ください。



お問い合わせ・通信の感想やご意見など:宇都宮市教育委員会事務局

生涯学習課 電話 028-632-2674 メール u4606@city.utsunomiya.tochigi.jp

学校教育課 電話 028-632-2728 メール u4602@city.utsunomiya.tochigi.jp